

# 令和元年台風第 19 号に伴う災害に係る福島県借上げ住宅実施要綱

令和元年 10 月 23 日

令和元年 12 月 2 日

福島県災害対策本部

(目的)

第 1 条 この要綱は、令和元年台風第 19 号に伴う災害（以下「災害」という。）の被災者に対して、福島県（以下「県」という。）が、災害救助法（以下「法」という。）に基づく応急仮設住宅として民間賃貸住宅を借上げる「借上げ住宅」を入居対象者に対して提供するため、必要な事項を定めるものである。

(賃貸借契約の基本事項)

第 2 条 契約は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 契約は、借地借家法第 38 条に基づく定期建物賃貸借契約とし、貸主、県、入居者、市町村の 4 者で締結する。
- (2) 契約期間は原則 1 年とする。ただし、災害救助の実情に応じ、契約を解除解約し、又は当初契約締結の日から 2 年間を限度として再契約を締結することができるものとする。

(入居対象者)

第 3 条 本事業の入居対象者は、次の各号いずれにも該当する者とする。

- (1) 災害時点（令和元年 10 月 12 日）において、法が適用される市町村（別表記載の市町村）に居住する者
- (2) 次の要件のいずれかを満たす者
  - ア 住居の全壊、全焼又は流出により居住する住宅がない者
  - イ 半壊（大規模半壊を含む）であっても、水害により流入した土砂や流木等により住宅としての利用ができず、自らの住居に居住できない者
  - ウ 二次災害等により住宅が被害を受ける恐れがある、ライフライン（水道、電気、ガス、道路等）が途絶している、地すべり等により避難指示等を受けているなど、長期（1 か月以上）にわたり自らの住居に居住できないと市町村長が認める者
- (3) 自らの資力をもってしては、住宅を確保することができない者
- (4) 災害救助法に基づく住宅応急修理制度を利用していない者

(借上げ対象住宅)

第 4 条 借上げの対象となる民間賃貸住宅は、次のいずれにも該当する住宅とする。

- (1) 本要綱に基づき、県が借り上げて被災者に提供することに、貸主が同意した住宅
- (2) 昭和 56 年以降に建設された住宅、もしくは耐震診断、耐震改修等により安全性が確認された住宅

(3) 家賃が、1か月あたり6万円以下(対象世帯が5名以上(乳幼児を除く))である場合にあっては9万円以下)である住宅

(費用負担)

第5条 借上げ住宅に係る費用及びその負担区分は、次の各号に定めるものとする。

(1) 県は、次の費用を負担する。

- ア 家賃：第4条第3号のとおり
- イ 礼金：家賃の1か月分を限度とする
- ウ 仲介料：家賃の0.55か月分を限度とする
- エ 退去修繕負担金：家賃の2か月分
- オ 損害保険：県が加入する
- カ 入居時鍵等交換費：社会通念上必要な金額を限度とする

(2) 入居者の負担は、次のとおりとする。

- ア 光熱水費、管理費、共益費、駐車場費、自治会費は入居者負担とする。ただし、共益費、管理費及び駐車場費(1台分に限る)については、家賃と共益費、管理費及び駐車場費(1台分に限る)の合計額が、家賃の上限額を超えない場合は、県負担とすることができる。
- イ 入居者の故意又は過失による損壊に対する修繕費用

(県の事務)

第6条 県は、借上げ住宅に関する以下の事務を行う。

- (1) 契約の締結に関すること。
- (2) 家賃等の支払いに関すること。
- (3) その他貸主、市町村、法人等、宅建業者等の調整に関すること。

(市町村の事務)

第7条 市町村は、借上げ住宅に関する以下の事務を行う。

- (1) 入居者の選定及び入退去に関すること。
- (2) 契約書の審査に関すること。
- (3) 入居者の支援に関すること。
- (4) その他貸主、市町村、法人等、宅建業者等の調整に関すること。

(基本協定)

第8条 県と市町村は、より円滑な住宅供給と適正な管理を行うため、役割を定めた基本協定を締結する。

(その他)

第9条 借上げ住宅の入居者は、他の応急仮設住宅に入居することはできない。

2 借上げ住宅の入居者は、災害救助法に基づく自宅等の応急修理制度を利用できない。

3 令和元年10月12日以降、~~本実施要綱施行後、市町村において受付を開始する時~~

~~での間に、市町村の受付期間終了までに、~~第3条の入居対象者が、既に別途契約して民間賃貸住宅に入居している場合においても、第4条及び第5条の要件を満たす場合には、~~本事業をの適用にあたり個別協議とする。~~

4 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は別に定める。

#### 附則

1 この要綱は、令和元年10月23日から施行する。

2 この要綱は、令和元年12月2日から施行する。

#### 別表 災害救助法が適用される市町村【55市町村】

福島市	会津若松市	郡山市	いわき市	白河市
須賀川市	喜多方市	相馬市	二本松市	田村市
南相馬市	伊達市	本宮市	桑折町	国見町
川俣町	大玉村	鏡石町	天栄村	下郷町
檜枝岐村	只見町	南会津町	磐梯町	猪苗代町
会津坂下町	柳津町	三島町	金山町	会津美里町
西郷村	泉崎村	中島村	矢吹町	棚倉町
矢祭町	塙町	鮫川村	石川町	玉川村
平田村	浅川町	古殿町	三春町	小野町
広野町	檜葉町	富岡町	川内村	大熊町
双葉町	浪江町	葛尾村	新地町	飯舘村